

グロイン | 投資先ファンドはEUのSFDR「環境・社会の課題への取組みを促進する」分類に

POINT

- 投資先ファンドはSFDRの「環境・社会の課題への取組みを促進する」第8条に分類されます。
- 当ファンドは投資先ファンドを通じて、ESGの観点を銘柄選別の要素とし、エンゲージメント(対話)などにより、投資先企業のクリーンエネルギーへの移行を促しています。

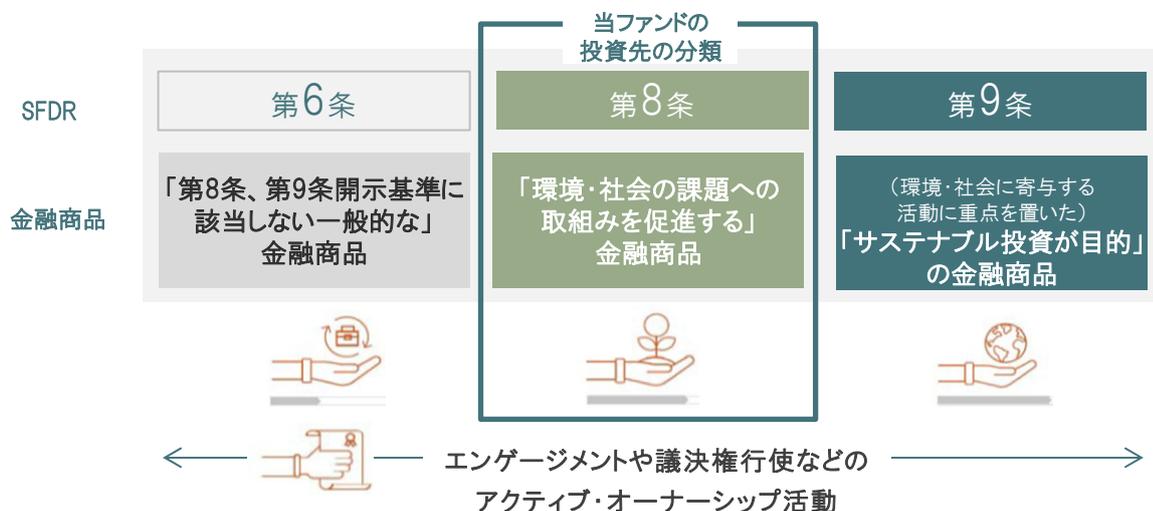
■ 投資先ファンドはEUのSFDR「環境・社会の課題への取組みを促進する」分類に

欧州では、各運用機関が、欧州連合(EU)のSFDR(サステナブルファイナンス開示規則)の定める基準にそって、自社のファンドがどのように環境・社会などのサステナビリティ(持続可能性)に配慮しているのかを公表することが求められるようになりました。SFDRの主な狙いは、投資家がサステナビリティの観点から金融商品を比較し易くする点にあると考えられます。

ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型/1年決算型)(以下、当ファンド)の、投資先ファンド(PGSF-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド)は、SFDRの規制対象となっています(詳細は5頁参照)。ピクテでは、同投資先ファンドをSFDR第8条の「環境・社会の課題への取組みを促進する」金融商品に分類しています。

当ファンドは投資先ファンドを通じて、環境・社会・ガバナンス(ESG)の観点を銘柄選別の要素とし、公益企業へのESGに関するエンゲージメント(対話)などを行い、化石燃料による発電から太陽光・風力などのクリーンエネルギーによる発電へのシフト、「グリーンシフト」を促しています。

EUのSFDR(サステナブルファイナンス開示規則)の金融商品に関わる開示規則(第6条、8条、9条)と商品分類



※上記はイメージ図

出所: 2019年11月27日付欧州議会及び欧州理事会規則(EU)2019/2088、各種資料を基にピクテ・ジャパン作成

※当資料ではファンドの略称として、ピクテ・グローバル・インカム株式ファンドを当ファンドまたはグロインということがあります。

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 当ファンドの投資対象

当ファンドでは、公益企業の銘柄選別において、地球温暖化の脅威に対応するためのクリーンエネルギー政策の本格化や風力や太陽光の発電コスト低下によるクリーンエネルギー拡大の恩恵を受けると考えられる企業に注目し、ESG(環境・社会・ガバナンス)の観点を要素に入れています。二酸化炭素(CO₂)の排出量実質ゼロにむけて取り組み、風力や太陽光などのクリーンエネルギーに注力する企業を重視しています。

当ファンドの運用プロセスにおいては、脱炭素化に向けた収益性の高い経営戦略を持ついくつかの候補企業を特定し、エンゲージメント(対話)を行っています。

銘柄選別にあたっては3つの基準を設けています。

銘柄選別基準:

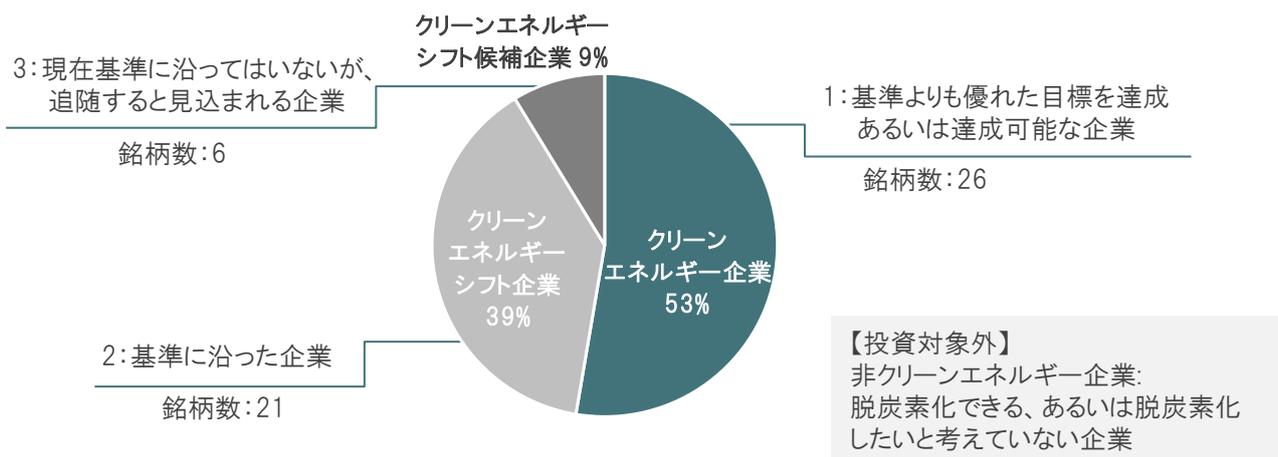
- 1) 石炭、石油発電関連などの新規投資がゼロであること
- 2) 信頼性、透明性の高い脱炭素計画を提示していること
- 3) その脱炭素計画はパリ協定の基準(二酸化炭素排出量実質ゼロ目標年、2050年など)に沿っており、かつ検証可能であること

基準の達成度に基づき3つのグループに分類:

まず、基準よりも優れた目標を達成あるいは達成可能な企業を「クリーンエネルギー企業」とし、基準に沿った企業を「クリーンエネルギー・シフト企業」、現在基準に沿ってはいないが、追随すると見込まれる企業を「クリーンエネルギー・シフト候補企業」としています。

当ファンドのクリーンエネルギー特性格成比

2022年10月末



※当ファンドのクリーンエネルギー特性格成比は、当ファンドの主要投資対象であるPGSF-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンドの状況です。構成比は株式部分を100%として、組入比率ベースで表示。
出所:ピクテ・アセット・マネジメント

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 長きに亘る信頼関係とピクテのエンゲージメント(対話)

当ファンドの投資先ファンドであるPGSF-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンドの純資産総額は2022年10月末で約1.2兆円と世界の公益株式関連ファンドの純資産ランキング*で2位の規模となっています。また、各公益銘柄への投資額は上位10銘柄では、400億円台～500億円台となっており、各企業の上位株主となっています。この規模は、弊社のエンゲージメントが効果を上げる可能性が相対的に大きいことを示しています。

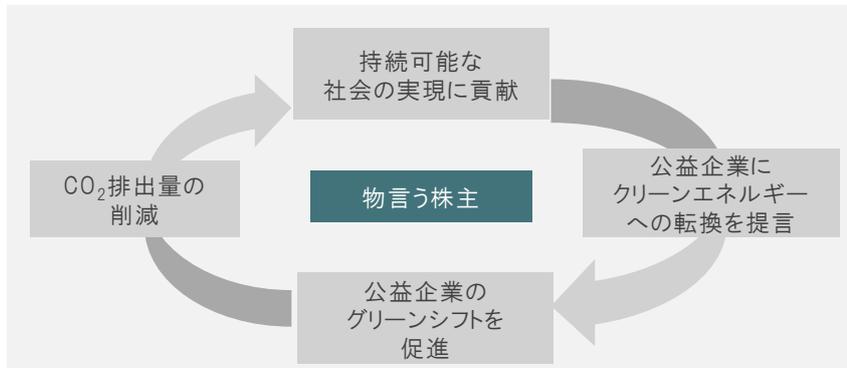
当ファンドの投資先ファンド(PGSF-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド)の状況	2022年10月末
純資産総額	約1.2兆円
世界の公益株式関連ファンドの純資産ランキング*	2位
上位10銘柄の各公益銘柄の投資額	400億円台～500億円台

*全世界の株式ファンドのうち主要クラス、アクティブ、業種重視型(公益事業)ファンド135ファンド中のランキング 出所:ブルームバーグ

ピクテは、「除外」(問題がある資産を投資ポートフォリオから外す)という方法がすべての事例で最善であるとは考えていません。エンゲージメントの方がより望ましい結果をもたらすことが多いからです。ただし、当該銘柄の事業において脱炭素への移行経路が存在せず、社会や環境に対して極めて有害になっており、私たちのコアバリューと相容れない場合には、除外しています。

当運用チームでは、「物言う株主」として、公益企業にクリーンエネルギーへの転換を提言し、公益企業の「グリーンシフト」を促進しています。この結果、二酸化炭素(CO₂)排出量の削減が実現し、持続可能な社会の実現に貢献しています。そして、更なる貢献のために、「グリーンシフト」に向けてエンゲージメントを継続しています。

当運用チームによる ESG(環境・社会・ガバナンス) エンゲージメント(対話)活動



※図はイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



※写真はイメージです。

■ エンゲージメント例:ドイツの2大電力企業のひとつRWE

エンゲージメントを行った企業にドイツの電力大手RWEがあります(2022年10月末現在 組入第3位)。当運用チームは、2019年にエンゲージメントを開始しました。当初は、主に石炭を使用した発電を行っていた同社に石炭関連の資産を売却することなどを提言し、その後も同社とのエンゲージメントを継続中です。現在、以下3つの目標を掲げる段階まで、グリーンシフトへの取組みが進展しています。

- ・ 2030年までに二酸化炭素排出量を2012年比で70%削減すること
- ・ 2038年までに石炭発電を終了すること
- ・ 2040年までに「ネットゼロ」目標を達成すること

※上記は2022年10月末現在。また、当ファンドにおけるエンゲージメントの一例を紹介するものです。特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向等を示唆するものではありません。

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

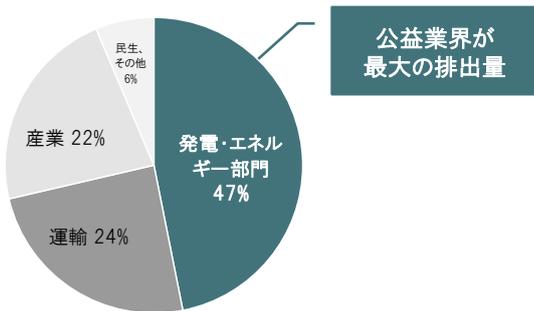
当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 公益セクターがCO₂排出量削減の鍵を握る

地球温暖化による気候変動の脅威を背景に、その要因となる二酸化炭素を削減しようという世界的な取り組みが行われていますが、世界の部門別二酸化炭素(CO₂)排出量の割合では、公益業界が多くの割合を占める発電エネルギー部門がおよそ5割と最大です。また、世界の発電に占める、CO₂を排出する石炭、天然ガス、石油などの化石燃料による発電の割合は全体の約6割を占めています。加えて、ロシア・ウクライナ紛争など地政学リスクによるエネルギー安全保障問題を解決するためにも、発電源を変える必要があり、状況は変わりつつあります。

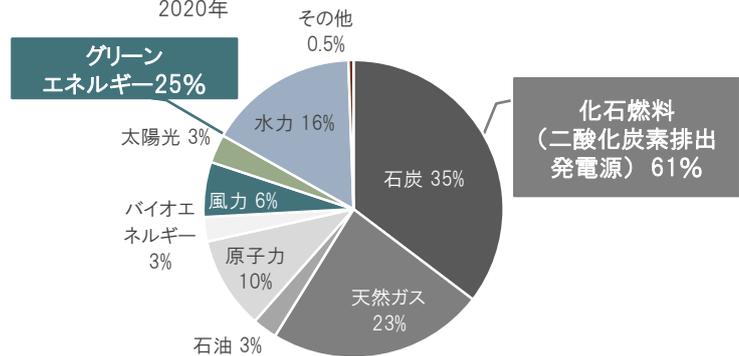
世界の部門別CO₂排出量の割合

2019年



世界の発電源別発電量比率

2020年



※グリーン・エネルギー：水力、太陽光、風力、その他の合計、化石燃料：石炭、天然ガス、石油の合計 ※表示は1%以上は小数点以下を四捨五入
出所：IEA(国際エネルギー機関)のデータを基にピクテ・ジャパン作成

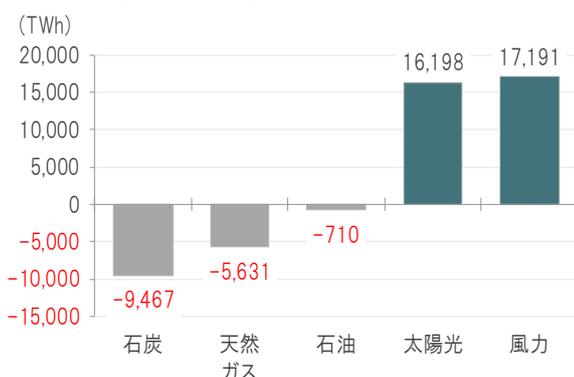
■ 「グリーンシフト」と「電化の進展」

環境への取り組みに対する意識が高まるなか、温室効果ガス排出削減などのための国際的枠組み「パリ協定」、EUの温室効果ガスの排出削減パッケージ「Fit for 55」、ロシア産の化石燃料からの脱却と温暖化ガス排出削減の両立を目標にした「リパワーEU」、環境関連の税額控除、ガソリン車新車販売廃止など様々な政策が拡大しています。

こうした環境下、化石燃料による発電から、太陽光や風力などのクリーンエネルギーへの移行「グリーンシフト」が加速すると予想されています。また、主要各国でのガソリン車新車販売廃止の目標設定など様々な政策に後押しされ、世界の電気自動車の普及をはじめとした「電化の進展」が加速すると予想されています。この2つは環境に貢献するだけでなく、前者はグリーンシフトを行う企業の利益増に、後者は電力需要が増加する要因となり、公益企業の成長ドライバーになるものと期待されます。

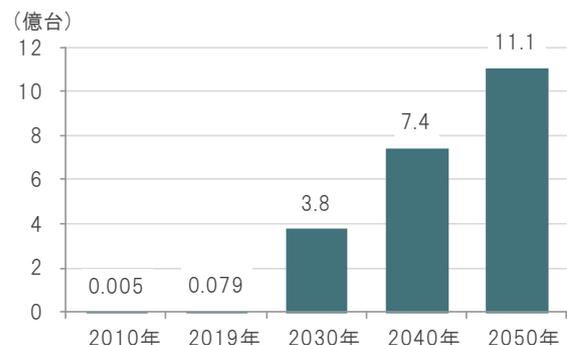
世界の発電源別発電量変化

2040年予想(対2020年実績、2050年ネットゼロシナリオ)



※予想は国際エネルギー機関(IEA) 出所：IEA(World Energy Outlook 2021)のデータを基にピクテ・ジャパン作成

世界の電気自動車の普及予想



※乗用車 ※2010年、2019年は実績 ※予想は国際再生可能エネルギー機関(IRENA) 出所：国際再生可能エネルギー機関(IRENA)のデータを基にピクテ・ジャパン作成

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ SFDR(サステナブルファイナンス開示規則)とは？

SFDRは、欧州連合(EU)の金融機関向けの、EUタクソミー(持続可能性に貢献する経済活動分類)の概念に基づく規則で、2019年に採択され、2021年3月から部分的に適用開始となりました。

当規則は、金融商品のESGアプローチ、ESG特性またはESG課題などのサステナビリティ(持続可能性)に及ぼす影響度について、金融商品の開示または広告資料が、故意または不注意に投資家を誤解させること(グリーンウォッシュ)を防止し、金融商品の市場におけるサステナビリティについての開示の透明性を向上させるために導入されました。

SFDRの第1条は主題、第2条は定義、第3～5条は運用機関などの会社全体に関する項目、そして第6～11条は金融商品に関わる項目です。会社全体としてのサステナビリティリスクに関する方針だけでなく、金融商品ごとに環境・社会に関する2段階の情報開示が求められています。

SFDRでは、金融商品を以下の3つに分類し、それぞれ必要な情報を開示することになっています。

第6条：第8条、第9条に該当しない一般的な金融商品

第8条：「環境・社会の課題への取組みを促進する」金融商品

第9条：「サステナブル投資が目的」の金融商品

第8条に分類される金融商品は、一般的に『ライトグリーン』と言われ、ポジティブスクリーニングなど、ESGの視点を組み入れた金融商品が該当するとされています。

第9条に分類される金融商品は、一般的に『ダークグリーン』と言われ、インパクト投資、環境・社会テーマ型投資などのサステナブル投資が目的の金融商品が該当するとされています。

金融商品の第8条、第9条の分類は、規制当局などによる承認は不要であり、各運用機関が独自に判断することになりますが、ピクテでは第8条と第9条の分類に関し、環境関連の収入、除外項目の設定など、詳細な要件を設定し、ファンドの分類を行っています。

■ ESG(環境・社会・ガバナンス)に配慮した投資の意義

ピクテでは、ESG要因を、投資の機会や投資リスクを評価し、投資リターンを改善するための追加的なツールと捉えています。

気候変動、生物多様性の喪失、人権の侵害など、世界のサステナビリティの課題が投資のリスク・リターン特性に重要な影響を及ぼすようになってきていると考えられます。こうした環境下、企業(発行体)に前向きな変革を促すために投資家の力を活用することが、顧客のために長期の投資判断を向上させ、より持続的な資本主義の形を創ることに資すると確信しています。

ピクテは、ESG関連項目に重大な欠陥が見られる企業を特に注視し、投資対象企業のESGに係る方針、実践および開示が、業界の最高水準となるよう働きかけていきたいと考えます。

企業とのエンゲージメント(対話)は投資家に多くの恩恵をもたらすとも考えます。エンゲージメントにより、投資家としての責務を果たし、世界の重要なサステナビリティの課題に積極的に影響を与えることができるからです。

【用語説明】

※ポジティブスクリーニング：同業他社と比較してポジティブなESG特性を示す企業などに投資すること ※テーマ型投資：クリーンテック、持続可能な農業、ヘルスケア、気候変動など、サステナビリティに関連するテーマに該当する企業を選定し投資すること

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株式投資リスク (価格変動リスク、信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)》

- 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します
- 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

－分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

－収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。

－留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型)》

- 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します
- 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- 年1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

－分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

－収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

－留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

○ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」という場合があります)

○ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットEUR(当資料において「ショートタームMMF EUR」という場合があります)

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

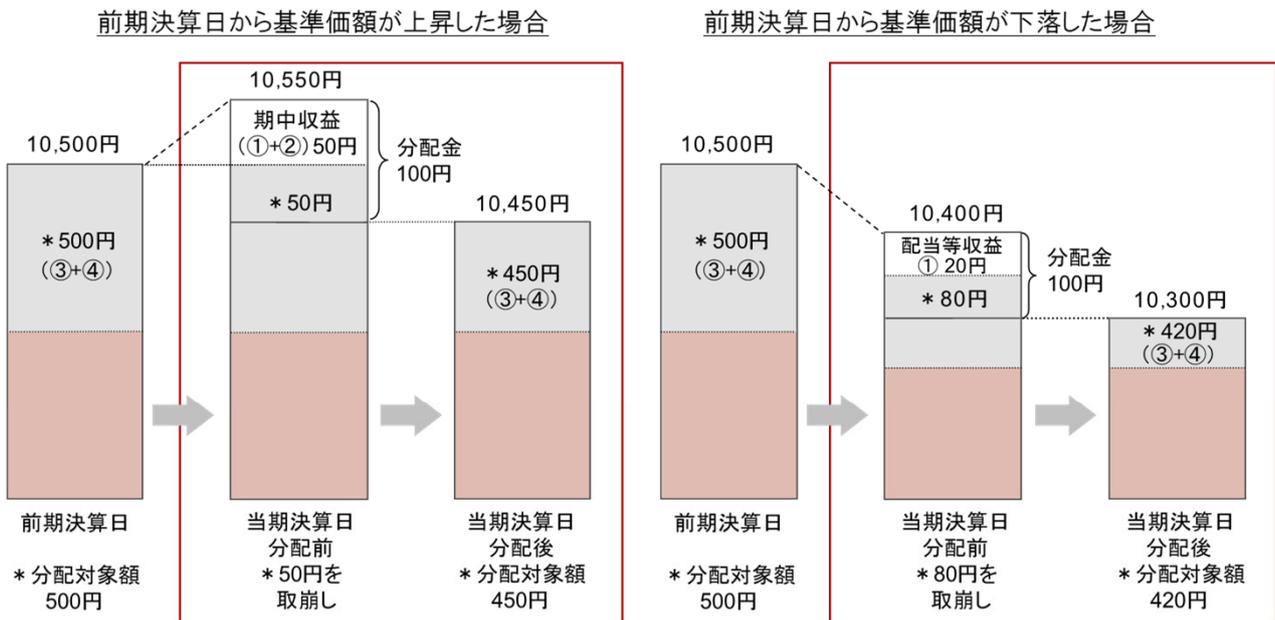
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

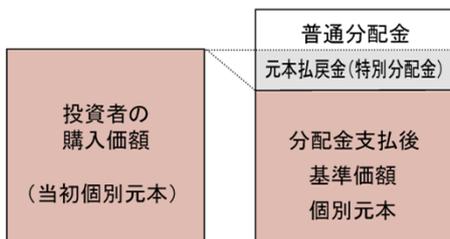
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

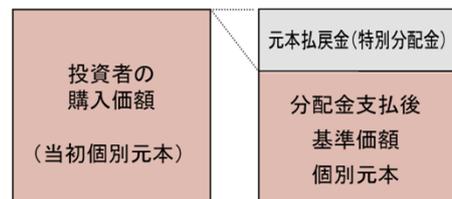
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルグの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型) : 2005年2月28日(当初設定日)から無期限とします。 ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型) : 2008年10月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型) : 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。 ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型) : 毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型) : 年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型) : 年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用								
購入時手数料	3.85%(税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)							
信託財産留保額	ありません。							
投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
運用管理費用(信託報酬)	<p>毎日、信託財産の純資産総額に年1.21%(税抜1.1%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)」は毎計算期末または信託終了のとき、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型)」は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。</p> <p>[運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.35%</td> <td>年率0.7%</td> <td>年率0.05%</td> </tr> </tbody> </table>		委託会社	販売会社	受託会社	年率0.35%	年率0.7%	年率0.05%
委託会社	販売会社	受託会社						
年率0.35%	年率0.7%	年率0.05%						
投資対象とする投資信託証券	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド</th> <th>純資産総額の年率0.6%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ショートタームMMF EUR</td> <td>クラスI投資証券 クラスP投資証券、クラスPdy投資証券※</td> <td>純資産総額の年率0.3%(上限) 純資産総額の年率0.45%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※クラスPdy投資証券は「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)」のみが投資対象としています。 (上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)</p>		グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド		純資産総額の年率0.6%	ショートタームMMF EUR	クラスI投資証券 クラスP投資証券、クラスPdy投資証券※	純資産総額の年率0.3%(上限) 純資産総額の年率0.45%(上限)
グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド		純資産総額の年率0.6%						
ショートタームMMF EUR	クラスI投資証券 クラスP投資証券、クラスPdy投資証券※	純資産総額の年率0.3%(上限) 純資産総額の年率0.45%(上限)						
実質的な負担	最大年率 1.81% (税抜1.7%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)							
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055% (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。))は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。							

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行〉	
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)	

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)》

商号等	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
安藤証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号	○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○		○
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券(注1)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号	○		
岡三証券株式会社(注2)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	○		
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長(金商)第1号	○		
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○		○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3198号	○		
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○		
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○		
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○		
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○		
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○		○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○		
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	○		
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○		○
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○	○	
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○		



販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第1号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○			○
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	



販売会社一覧(つづき)

商号等	加入協会				
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○		
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○		
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○		
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○		
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注2) 岡三証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本暗号資産取引業協会にも加入しております。

《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型)》

商号等	加入協会				
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券(注1)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○		
岡三証券株式会社(注2)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○		
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○		○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○		
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○		
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○		○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○		○
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○		○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○		
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○



販売会社一覧(つづき)

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社秋田銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第2号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社百十四銀行(インターネット専用)	登録金融機関 四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社宮崎銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第611号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○	

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注1) 岡三証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本暗号資産取引業協会にも加入しております。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。